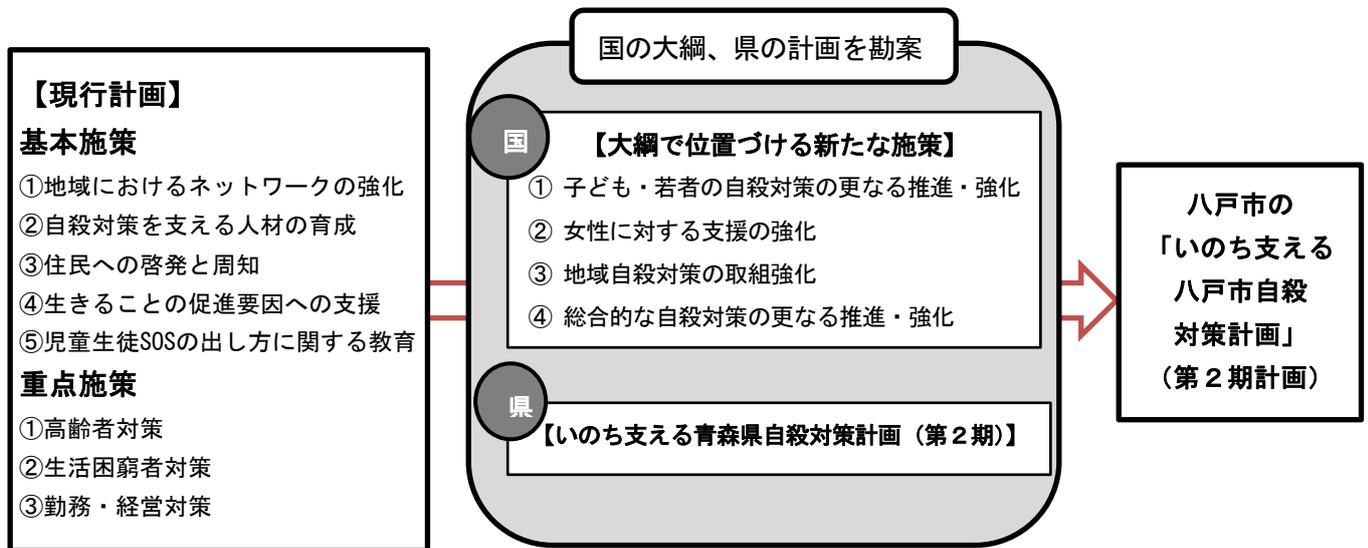


いのち支える八戸市自殺対策計画（第2期）について

1. 第2期計画の趣旨

平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案し、市町村自殺対策計画を策定することが義務付けられ、令和元年11月に「いのち支える八戸市自殺対策計画」（以下「現行計画」という。）を策定している。「現行計画」の計画期間は令和元年度から6年度までと終期を迎えることに加え、令和4年度に示された新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、令和7年度からの第2期計画を今年度中に策定する。



2. スケジュール

令和6年	7月	自殺対策庁内検討会議①・自殺対策ネットワーク会議① 自殺の現状と課題を共有し、基本方針について検討する
	8月	自殺対策推進本部① 自殺対策庁内検討会議及び自殺対策ネットワーク会議での検討を踏まえ、基本方針を決定する
	11月	自殺対策庁内検討会議②・自殺対策ネットワーク会議② 素案について検討する
	12月	自殺対策推進本部② 素案内容を報告し、原案として決定する
令和7年	1月	パブリックコメント 原案について意見を聴取する
	2月	自殺対策庁内検討会議③・自殺対策ネットワーク会議③ パブリックコメントへの対応状況を報告し、最終案について検討する
	3月	自殺対策推進本部③ 最終案について報告し、計画を決定する